

○福津市広告掲載要綱

平成20年3月3日

告示第18号

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域産業の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し民間企業等の広告を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載は、次の各号に掲げるもののうち広告を掲載することが適当であると市長が認めるもの(以下「広告媒体」という。)とする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市のWEBページ
- (3) 市の財産
- (4) その他広告媒体として活用できる資産

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 個人又は団体等についての主義主張
- (5) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が公募によらない事由があると認めたときは、この限りでない。

(取扱基準)

第5条 広告媒体を所管する課等(以下「所管課」という。)は、広告の掲載を行う場合にあっては、広告媒体ごとに広告料金その他広告の掲載に必要な事項に関し、別に基準を定めるものとする。

- 2 所管課は、前項の基準に定めるところにより広告の掲載に係る事務を処理するものとする。
- 3 所管課は、第1項の基準を定めるときは、あらかじめ次条第1項の委員会の審査を受けるものとする。

(審査機関)

第6条 広告の掲載の適否その他必要な事項を審査するため、福津市広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。
 - (1) 前条第1項の基準に関する事項
 - (2) 第3条に定める広告の範囲に係る疑義に関する事項
- 3 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 総務部長
 - (2) 財政課長
 - (3) 管財課長
 - (4) 広報秘書課長
 - (5) 商工観光課長
- 4 委員会に委員長1人を置き、総務部長をもって充てる。
- 5 委員長は第3項に定める委員のほか、必要があると認めるときは関連する職員を、臨時の委員として加えることができるものとする。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、前条第2項に定める審査をするとき、又は広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体の所管課長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部広報秘書課において処理する。

(雑則)

第9条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第66号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月15日告示第42号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日告示第59号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第96号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日告示第58号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年4月1日告示第96号)
この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第83号)
この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日告示第81号)
この告示は、令和8年4月1日から施行する。